



政府統計

報道関係者 各位

平成 24 年 6 月 27 日

【照会先】

大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課

調査官 松尾 保

専門官 田部 美樹

労使関係第二係（内線 7667、7668）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)3145

平成 23 年「労働協約等実態調査」の結果

～正社員以外の労働者に労働協約が適用される労働組合が増加～

厚生労働省では、このほど、平成 23 年「労働協約等実態調査」の結果を取りまとめましたので公表します。

この調査は、労働環境が変化する中での労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で締結される労働協約等の締結状況、締結内容及びその運用等の実態を明らかにすることを目的としています。対象は、民営事業所における労働組合員数規模 30 人以上の単位労働組合（下部組織がない労働組合）で、平成 23 年 6 月 30 日現在の状況について 7 月に調査を行い、4,086 労働組合のうち 2,597 労働組合から有効回答を得ました（有効回答率 63.6%）。

調査は 5 年ごとの実施で、今回は平成 18 年に行っています。

【調査結果のポイント】

- 労働協約の締結状況
労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で「労働協約を締結している」とする労働組合は 91.4%（前回 89.0%）。【P4 第 1-1 表、第 1-2 表】
- 正社員以外の労働者への労働協約の適用状況
 - 労働協約適用の有無
パートタイム労働者、有期契約労働者ともに前回から増加。
労働協約があり、その全部又は一部がパートタイム労働者に適用される：41.9%（前回 33.5%）【P10 第 7 表】
労働協約があり、その全部又は一部が有期契約労働者に適用される：45.0%（前回 42.7%）【P12 第 9 表】
 - 労働協約が適用される事項 【新規調査項目】
パートタイム労働者に適用される事項（複数回答）は高い順に「労働時間・休日・休暇に関する事項」90.4%、「賃金に関する事項」78.6%。【P10 第 7 表】
有期契約労働者に適用される事項（複数回答）は高い順に「労働時間・休日・休暇に関する事項」93.6%。「賃金に関する事項」79.0%。【P12 第 9 表】
- 労働協約等の運営状況
 - 人事に関する事項のうち、労働組合の関与の程度が大きい事項は「解雇」45.7%（前回 52.7%）、「懲戒処分」43.4%（前回 48.8%）。【P13 第 2 図】
 - 組合費のチェックオフが「行われている」労働組合は 91.0%（前回 93.5%）。【P15 第 11 表、第 4 図】

詳細は、別添概況をご参照ください。